

政令第三百三十一号

関税込率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税込率法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第一条の五」を「・第一条の四」に改める。

第一条の四を次のように改める。

（災害等による期限の延長）

第一条の四 財務大臣は、都道府県の全部又は一部にわたり法第二条の三（災害等による期限の延長）に規定する災害等（以下この条において「災害等」という。）により、法第二条の三に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、地域及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

- 2 財務大臣は、災害等により、法第二条の三に規定する期限までに同条に規定する行為をすべき者（前項の規定の適用がある者を除く。）であつて当該期限までに当該行為のうち関税に関する法律又は電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項（情報通信技術活用法の適用）の規定により適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行う申請その他の特定の行為をすることができないと認める者（以下この項において「対象者」という。）が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。
- 3 財務大臣又は税関長は、災害等により、法第二条の三に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、前二項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものとする。

- 4 前項の申請は、同項の災害等がやんだ後相当の期間内に、当該災害等の内容を記載した書面で行な

ればならない。

第一条の五を削る。

第四条の十二第一項中「帳簿」を「特例輸入関税関係帳簿（法第七条の九第一項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）に規定する特例輸入関税関係帳簿をいう。第三項及び第四項において同じ。）」に改め、同条第二項中「（帳簿の備付け等）」を削り、「書類は」を「書類（以下「特例輸入関税関係書類」という。）は」に改め、同項第十号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同条第三項中「第一項の帳簿」を「特例輸入関税関係帳簿」に、「前項の書類」を「特例輸入関税関係書類」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該輸入の許可書は、特例輸入関税関係書類とみなす。

第四条の十二第四項中「第一項の帳簿及び第二項の書類（前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書を含む。以下この項及び第六項において同じ。）を整理し、第一項の帳簿」を「特例輸入関税関係帳簿の記載事項と特例輸入関税関係書類との関係が輸入の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し、特例輸入関税関係帳簿」に、「第二項の書類に」を「特例

輸入関税関係書類に」に、「五年間（前項の規定により第一項の帳簿）を「五年間（前項の規定により特例輸入関税関係帳簿）」に改め、同条第六項中「第二項の書類」を「特例輸入関税関係書類」に改め、同条第七項を削る。

第四条の十六第一項中「法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）の規定により保存すべきものとされている書類（次条第二項において「保存書類」という。）」を「特例輸入関税関係書類」に改め、同条第二項中「し、その補正をした箇所に押印を」を削る。

第四条の十七第二項中「保存書類」を「特例輸入関税関係書類」に改める。

第七条の二の次に次の二条を加える。

（納付受託者の指定要件）

第七条の三 法第九条の六第一項（納付受託者）に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 納付受託者（法第九条の六第一項に規定する納付受託者をいう。次条及び第九条の三第二号において同じ。）として納付事務（同項に規定する納付事務をいう。次号において同じ。）を行うことが関税の徴収の確保及び納税者の便益の増進に寄与すると認められること。

二 納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして財務省令で定める基準を満たしていること。

(納付受託者の納付に係る納付期日)

第七条の四 法第九条の七第一項(納付受託者の納付)に規定する政令で定める日は、納付受託者が法第九条の五第一項(納付受託者に対する納付の委託)の規定により関税を納付しようとする者の委託を受けた日の翌日から起算して十一取引日(国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号)第七条第二項(口座振替納付に係る納付期日)に規定する取引日をいう。以下この条及び第六十八条の二において同じ。)を経過した最初の取引日(災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと財務大臣が認める場合には、その承認する日)とする。

第八条中「第九条の六第一項」を「第九条の十一第一項」に改める。

第八条の二第一項中「第九条の六第一項」を「第九条の十一第一項(担保)」に、「その供託書の正本」を「、その供託書の正本その他の財務省令で定める書類」に改め、同項ただし書中「登録済通知書」の下に「その他の財務省令で定める書類」を加え、同条第二項中「第九条の六第一項」を「第九条の十一第

一項」に、「振替株式等を」「振替株式等（以下この項において「担保振替株式等」という。）を」に、「振替株式等の」を「担保振替株式等の」に、「振替株式等に」を「担保振替株式等に」に、「しなければ」を「して、担保振替株式等の提供に関し必要となる書類として財務省令で定める書類を税関長に提出しなければ」に改め、同条第三項中「第九条の六第一項」を「第九条の十一第一項」に、「担保」を「担保（以下この項において「担保不動産等」という。）」に、「抵当権を設定するために必要な」を「担保不動産等の提供に関し必要となる書類として財務省令で定める」に改め、同条第四項中「第九条の六第一項」を「第九条の十一第一項」に改め、「書面」の下に「その他の財務省令で定める書類」を加える。

第九条の二第二項中「第十二条の二第四項」を「第十二条の二第五項」に、「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十二条の二第三項（過少申告加算税）」を「第十二条の二第四項」に改め、同項第一号中「第十二条の二第三項第一号」を「第十二条の二第四項第一号」に改め、「（申告納税方式による関税等の納付）」を削り、同項第二号中「第十二条の二第三項第二号」を「第十二条の二第四項第二号」に改め、同項第三号中「第十二条の二第三項各号」を「第十二条の二第四項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十二条の二第三項（過少申告加算税）に規定する電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実のみに基づいて修正申告又は更正があつたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額とする。

第九条の三第二号中「掲げる」を「定める」に改め、「（昭和五十二年法律第五十四号）」を削り、「納付されていた場合」の下に「又は当該税額の全額について当該提出期限までに法第九条の五第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定により納付受託者が委託を受けていた場合」を加える。

第九条の四第一項中「又は第三項」を「、第三項又は第四項」に改め、同条第二項中「又は第三項」を「から第四項まで」に改める。

第九条の五の見出し中「計算」を「計算等」に改め、同条第一項及び第二項中「同条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 法第十二条の四第三項（同条第四項の規定により適用される場合を含む。）に規定する電磁的記録に

記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実のみに基づいて期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があったものとした場合におけるその期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定に基づき法第九条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額とする。

第十八条第二項中「（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）」を削る。

第五十九条の十二第一項中「帳簿を」を「特定輸出関税関係帳簿（法第六十七条の八第一項（特定輸出者に係る帳簿の備付け等）に規定する特定輸出関税関係帳簿をいう。第三項及び第四項において同じ。）を」に、「法第六十七条の八第一項（帳簿の備付け等）」を「同条第一項」に改め、同条第二項中「書類は」を「書類（以下この条において「特定輸出関税関係書類」という。）は」に改め、同条第三項中「第一項の帳簿」を「特定輸出関税関係帳簿」に、「前項の書類」を「特定輸出関税関係書類」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該輸出の許可書は、特定輸出関税関係書類とみなす。

第五十九条の十二第四項中「第一項の帳簿及び第二項の書類（前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸出の許可書を含む。次項において同じ。）を整理し、」を「特定輸出関税関係帳簿の記載事項と特定輸出関税関係書類との関係が輸出の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し、特定輸出関税関係帳簿及び特定輸出関税関係書類を」に改め、同条第五項中「第二項の書類」を「特定輸出関税関係書類」に、「第三項及び前項」を「前二項」に改め、同条第六項を削る。

第六十八条の二中「（国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第七条第二項（口座振替納付に係る納付期日）に規定する取引日をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第七十条の二第一項ただし書中「、第七一〇四・二〇号又は第七一〇四・九〇号」を「又は第七一〇四・二一〇号から第七一〇四・九九号まで」に改め、同条第二項中「基き」を「基づき」に改める。

第八十三条第一項中「及び第九項」を削り、「は、」の下に「関税関係帳簿（」を加え、「帳簿を」を「関税関係帳簿をいう。以下この条において同じ。）を」に改め、同条第二項中「及び第九項」を削り、「前項中「」の下に「関税関係帳簿（法」を加え、「」）とあるのは「」を「」に規定する関税関係帳簿

をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「法」に改め、「同条第一項」の下に「の規定により保存すべき関税関係帳簿」を加え、同条第三項中「について、第六十一条第一項」を「（以下この条において「関税関係書類」という。）について、第六十一条第一項」に、「輸入許可貨物に係る法第九十四条第一項に規定する政令で定める書類」を「輸入許可貨物に係る関税関係書類」に、「第六十一条第一項中」を「同項中」に改め、同条第四項中「に規定する政令で定める書類」を「の規定により保存すべき関税関係書類」に改め、同条第五項中「第一項（第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の帳簿」を「関税関係帳簿」に、「第三項若しくは前項の書類」を「関税関係書類」に、「第一項の帳簿」を「関税関係帳簿」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該輸入又は輸出の許可書は、関税関係書類とみなす。

第八十三条第六項中「第一項の帳簿及び第三項の書類（前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書を含む。以下この項において同じ。）を整理し、第一項の帳簿にあつては」を「関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類との関係が輸入の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し、関税関係帳簿にあつてはその」に、「第三項の書類に」を「関税関係書類に」

に、「五年間（前項の規定により第一項の帳簿）」を「五年間（前項の規定により関税関係帳簿）」に改め、同条第八項中「第二項において準用する第一項の帳簿（以下この項において単に「帳簿」という。）及び第四項の書類（第五項の規定により帳簿への記載を省略した場合における輸出の許可書を含む。）を整理し、」を「関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類との関係が輸出の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し、関税関係帳簿及び関税関係書類をその」に改め、同条第九項を削る。

第九十三条中「及び法」を「法」に改め、「納付書」の下に「及び法第九条の八第一項（納付受託者の帳簿保存等の義務）の帳簿」を加える。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「第二四類」を「第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一」に改める。

第一条の三中「を適用しない貨物」を削り、同条第十一号中「第二四類」を「第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一」に改め、同条第二十二号中「第九四

〇一・九〇号の一」を「第九四〇一・九九号の一」に改める。

第十三条の六の表第一号中「さかのぼって」を「遡って」に改め、同表第二号中「及び第二四類」を「第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一」に改める。

第二十八条中「用途外使用」を「免税」に改め、同条第二号中「もの、」を「もの、同表」に、「及び同表第二四類」を「並びに同表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一」に改める。

第五十四条の十五、第五十四条の十七及び第五十四条の十八中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

第五十七条第三号中「糖みつ」を「糖蜜」に改め、同条第十号中「第三六〇三・〇〇号の一」を「第三六〇三・五〇号の一」に改める。

第七十五条中「第三六〇三・〇〇号の一」を「第三六〇三・五〇号の一」に改める。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第三条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項ただし書中「令和二年度」を「令和三年度」に、「令和元年度」を「令和二年度」に改め、同条第四項中「又は英国協定」を削り、「それぞれ当該」を「当該」に改める。

第十六条第二項及び第十九条第四項中「又は英国協定」を削り、「それぞれ当該」を「当該」に改める。
第十九条の八第四項中「又は英国協定」、「それぞれ」及び「五十二の項及び五十三の項」を削る。

第二十五条第四項の表の二の項中「令和三年三月三十一日」を「当該年の三年後の年又は令和十三年の
いづれか早い年の三月三十一日」に改める。

第四条 関税暫定措置法施行令の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第二十三号及び第三項第二十三号中「第七四一九・九九号」を「第七四一九・八〇号」に、「並びに銅製のばね」を「銅製のばね並びに銅製の鎖及びその部分品」に改める。

第三十二条第二項第三号中「第〇四〇三・一〇号」を「第〇四〇三・二〇号」に改める。

第三十八条第四号中「第〇三〇五・一〇号」を削り、「及び第〇三〇七・七九号の二の(一)」を「第〇三〇七・七九号の二の(一)及び第〇三〇九・一〇号」に改め、同条第十三号中「第〇四〇三・一〇号の一」を「第〇四〇三・二〇号の一」に改め、同条第三十五号中「第九四〇一・九〇号の一」を「第九四〇一

・九九号の一」に改める。

別表第一の二十七の項中「及び第四四〇七・一二号の一」を「、第四四〇七・一二号の一及び第四四〇七・一三号の一」に改める。

(税関関係手数料令の一部改正)

第五条 税関関係手数料令(昭和二十九年政令第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二の見出し中「災害」を「災害等」に改め、同条第一項中「(災害)」を「(災害等)」に改め、「する者」の下に「(以下この項において「申請者」という。)」を加え、「が法第二条の三第一項」を「又は税関長が関税法施行令第一条の四第一項から第三項まで」に、「特定災害(同項に規定する特定災害をいう。次条第一項及び第十三条の四において同じ。)」により相当な被害を受けた地域を指定した日」を「これらの項に規定する地域、対象者の範囲又は期日を指定した日(申請者がこれらの項の規定の適用を受けない場合には、法第二条の二第一項に規定する災害等が生じた日)」に改め、同条第二項中「、法第二条の二第二項」を「、同項」に、「同条第一項第一号」を「法第二条の二第一項第一号」に改める。

第十三条の三の見出し中「災害」を「災害等」に改め、同条第一項中「（災害）」を「（災害等）」に改め、「する者」の下に「（以下この項において「申請者」という。）」を加え、「が法第二条の三第一項」を「又は税関長が関税法施行令第一条の四第一項から第三項まで」に、「特定災害により相当な被害を受けた地域を指定した日」を「これらの項に規定する地域、対象者の範囲又は期日を指定した日（申請者がこれらの項の規定の適用を受けない場合には、法第百二条の二第三項に規定する災害等が生じた日）」に改め、同条第二項中「（災害による手数料の還付、軽減又は免除）」を削る。

第十三条の四の見出し及び同条第一項中「災害」を「災害等」に改め、同条第二項中「者（」の下に「以下この項及び」を加え、「が法第二条の三第一項（災害）」を「又は税関長が関税法施行令第一条の四第一項から第三項まで（災害等）」に、「特定災害により相当な被害を受けた地域を指定した日」を「これらの項に規定する地域、対象者の範囲又は期日を指定した日（申請者がこれらの項の規定の適用を受けない場合には、法第百二条の二第五項に規定する災害等が生じた日）」に改め、同項第二号中「特定災害が発生した」を「災害等が発生した」に改め、同項第三号及び第四号中「特定災害」を「災害等」に改め、同条第三項中「特定災害に係る指定地域（法第二条の三第一項に規定する指定地域をいう。第六項において同

じ。)に所在しており、かつ、当該特定災害」を「災害等」に、「に当該特定災害が発生した」を「に当該災害等が発生した」に、「当該特定災害が発生した日から当該特定災害が発生した日が属する月」を「同日から同月」に改め、同条第五項第二号及び第三号中「特定災害」を「災害等」に改め、同条第六項中「特定災害に係る指定地域に所在しており、かつ、当該特定災害」を「災害等」に改め、同項第一号及び第二号中「特定災害」を「災害等」に改める。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正)

第六条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号)の一部を次のように改正する。

第二条中「補正による」及び「し、その補正をした箇所に押印を」を削る。

(関税割当制度に関する政令の一部改正)

第七条 関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第百五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第

一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二二〇一・一二号、第二二〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二一号の項、第〇四〇二・九一号の項、第〇四〇四・一〇号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に、「四八、一〇〇トン」を「五七、三〇〇トン」に改める。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に、「四、一九五、四〇〇トン」を「四、一五六、七〇〇トン」に、「三六五、二〇〇トン」を「三四七、九〇〇トン」に、「一〇六、六〇〇トン」を「一四五、三〇〇トン」に、「一〇〇、八〇〇トン」を「九二、〇〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「いつて」を「煎つて」に、「令和二年一月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二四四、〇〇トン」を「二四六、二〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項、第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一
号及び第一二〇二・四二号の項並びに第一二二二・九九号の項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に、「八、五〇〇トン」を「六、四〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に、「三七、〇〇〇トン」を「三七、八〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項、第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一〇二・〇〇号及び第四一〇三・一〇号の項、第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に改める。

第八条 関税割当制度に関する政令の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第〇四〇三・一〇号」を「第〇四〇三・二〇号」に改め、同条第三項中「行なう」を

「行う」に改める。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項中「〇四〇三・一〇」を「〇四〇三・二〇」に改め、「、ヨーグルト」を削り、「問わない。」の下に「並びにヨーグルト」を加える。

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正)

第九条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ト中「第三五号」の下に「、第三六号の六」を、「第四六号」の下に「、第四六号の三、第四六号の四、第四七号の五」を加え、「第五一号の三」を「第五一号の四」に、「第五七号の一〇、第五八号」を「第五七号の一五、第五八号、第五九号」に、「第六四号、第七一号から第七一号の三まで、第七二号の四」を「第六三号の四、第六四号、第六五号の一八、第六五号の二〇、第六五号の二三

、第六五号の三〇、第六五号の三二、第六五号の三三、第七〇号の九から第七一号の四まで、第七二号の四、第七二号の五、第七三号の六、第七三号の八」に、「第七八号」を「第七六号の二、第七六号の四、第七八号、第七八号の二、第七九号」に改め、「第八七号」の下に「、第八九号の四、第八九号の五、第八九号の八、第八九号の一〇、第八九号の一一」を、「第九三号」の下に「、第九三号の二」を、「第一〇七号」の下に「、第一一〇号の四、第一一〇号の五」を、「第四条」の下に「（関税法等の特例）」を、「第十一条第一項」の下に「（関税免除物品の譲渡の制限）」を加える。

第三条第二項中「積戻し」の下に「（同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

別表第一号中「物品に」を「物品に係る内国消費税に」に改め、同表第四号中「及び」を「及び船用品目録の提出、同条第四項の規定による報告、同条第五項の規定による」に改め、同表第七号中「（旅客及び乗組員に関する事項に限る。）」を削り、同表第一四号中「よる届出」の下に「又は目録の提出」を加え、同表第一五号中「）又は」を「）、同法第二十三条第五項の規定による書類の提出（輸徴法施行令第十一條第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は」に改め、同表中第三一号の

二を第三一号の三とし、第三一号の次に次の一号を加える。

三一の二

関税法第六十二条の四第一項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）の規定による報告

別表第三六号の五中「含む。」の下に「、同法第六十三条の九第二項若しくは第三項の規定による運

送目録の提示又は同条第四項の規定による運送目録の提出」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三六の六

関税法第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定による承認の申請（輸徴法施行令第十条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、同法第六十四条第二項において準用する同法第六十三条第四項の規定による期間の延長の申請（輸徴法施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は同法第六十四条第三項の規定による書類の提出

別表第三七号中「徴収」の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「（同法

第六十三条第一項の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物に係るものに限る。）」を削り、

同号の次に次の一号を加える。

三七の二

関税法第六十五条の二第一項ただし書（運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収）

の規定による承認の申請（輸徴法施行令第十条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は同法第六十五条の二第三項の規定による届出

別表第四〇号中「又は第三項第二号」を削り、「手続」の下に「（同法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）又は第三項第二号」を加え、同表第四一号中「同法」の下に「第三十四条本文又は」を加え、同表第四二号中「提出書類」の下に「（同法第七十五条において準用する場合を含む。）」を加え、同表第四三号中「手続等」の下に「（同法第七十五条において準用する場合を含む。）」を加え、同表第四三号の五中「よる認定手続を取りやめることの求め」の下に「又は同条第九項第一号の規定による証明及び確認の申請」を加え、同号を同表第四三号の七とし、同表第四三号の四中「第六十九条の十六第六項」を「第六十九条の十六第五項」に、「」の「を」において準用する同法第六十九条の十五第八項第三号の規定による証明及び確認の申請又は同法第六十九条の十六第六項の」に改め、同号を同表第四三号の六とし、同表中第四三号の三を第四三号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

四三の五

関税法第六十九条の十五第八項第三号（輸入差止申立てに係る供託等）の規定による証

明及び確認の申請

別表第四三号の二中「の規定による認定手続を取りやめることの求め」を「（同法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による認定手続を取りやめることの求め又は同法第六十九条の十第九項第一号（同法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による証明及び確認の申請」に改め、同号を同表第四三号の三とし、同表第四三号の次に次の一号を加える。

四三の二 関税法第六十九条の六第八項第三号（輸出差止申立てに係る供託等）（同法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による証明及び確認の申請

別表第四四号中「確認」の下に「（同法第七十五条において準用する場合を含む。）」を加え、同表第四六号中「（外国貨物の積戻し）」を削り、同表中第四六号の四を第四六号の九とし、同号の次に次の一号を加える。

四六の一 関税法第九十五条第二項（税関事務管理人）の規定による届出

○

別表中第四六号の三を第四六号の七とし、同号の次に次の一号を加える。

四六の八 関税法第八十九条第一項（再調査の請求）の規定による再調査の請求

別表中第四六号の二を第四六号の六とし、第四六号の次に次の四号を加える。

四六の二 関税法第七十六条第四項（郵便物の輸出入の簡易手続）において準用する同法第七十条

第一項又は第二項の規定による証明

四六の三 関税法第七十六条の二第一項ただし書（交付前郵便物に係る関税の徴収）の規定による

承認の申請（輸徴法施行令第六条の三（交付前郵便物に係る内国消費税の納付義務の免除の手続）の規定による交付前郵便物の品名及び数量等の付記を含む。）又は同法第七十六条の二第三項の規定による届出

四六の四 関税法第七十七条第六項（郵便物の関税の納付等）の規定による承認の申請（輸徴法施

行令第五条（内国消費税の納付前における郵便物の受取りの手続）の規定による課税物品の品名及び数量の付記を含む。）

四六の五 関税法第七十八条の二第一項（郵便物に係る輸出又は輸入の許可の取消し）又は同条第

四項において準用する同条第一項の規定による通知

別表第四七号の三の次に次の二号を加える。

| | |
|------|---|
| 四七の四 | 関税法施行令第一条の四第三項（災害等による期限の延長）の規定による申請 |
| 四七の五 | 関税法施行令第二条第三項（課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物）の規定による承認の申請 |

別表第四九号の四の次に次の一号を加える。

| | |
|------|--|
| 四九の五 | 関税法施行令第八条の二各項（担保の提供の手続）の規定による書類（財務省令で定めるものに限る。）の提出 |
|------|--|

別表第五〇号の次に次の二号を加える。

| | |
|------|---|
| 五〇の二 | 関税法施行令第八条の五第一項（金銭担保による納付の手続）の規定による書面の提出 |
| 五〇の三 | 関税法施行令第九条第一項（延滞税の免除の手続等）の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十九条第一項（延滞税の免除の手続）の規定による課税物品に係る内国消費税の税目、その申請の理由その他参考となるべき事項の付記を含む。） |

別表中第五一号の三を第五一号の四とし、第五一号の二の次に次の一号を加える。

五一の三 関税法施行令第十六条第三項（外国貿易船等の出港届の記載事項等）の規定による書類の提示

別表第五二号中「規定する」を「規定による」に改め、「含む。」の下に「並びに書類及び証明書の添付又は関税法施行令第二十一条の六第二項の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）及び書類の添付」を加え、同表中第五二号の三を第五二号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

五二の五 関税法施行令第三十二条（指定保税地域の処分等についての承認の申請）の規定による申請書の提出又は図面の添付

別表中第五二号の二を第五二号の三とし、第五二号の次に次の一号を加える。

五二の二 関税法施行令第二十一条の七（遠洋漁業船等の船用品に関する記帳及び報告）の規定による帳簿の写しの提出

別表第五七号の六中「認定手続」の下に「（同令第六十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第二項」を「同令第六十二条の二第二項（同令第六十五条において準用

する場合を含む。」に改め、同表第五七号の七中「付与」の下に「（同令第六十五条において準用する場合を含む。）」を加え、同表中第五七号の一二を第五七号の二六とし、同号の次に次の二号を加える。

| | |
|------|--|
| 五七の二 | 関税法施行令第七十一条第一項（收容の解除の承認の申請）の規定による申請書の提出 |
| 七 | 並びに同条第二項の規定による書類及び承諾書の添付 |
| 五七の二 | 関税法施行令第八十一条（留置された貨物についての準用規定）において準用する同令 |
| 八 | 第七十一条第一項の規定による申請書の提出並びに同令第八十一条において準用する同令第七十一条第二項の規定による書類及び承諾書の添付 |

別表中第五七号の一二を第五七号の二一とし、同号の次に次の四号を加える。

| | |
|------|--|
| 五七の二 | 関税法施行令第六十二条の二十八第三項（輸入してはならない貨物に係る経済産業大臣 |
| 二 | 等への意見の求めの手續）の規定による意見の陳述 |
| 五七の二 | 関税法施行令第六十二条の三十二（税関長の命令により供託した場合の手續等について |
| 三 | の規定の準用）において準用する同令第六十二条の二十一第一項第三号の規定による承認の申請、同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十一第二項の |

五七の二

○

関税法施行令第六十二条の二十五（税関長の命令により供託した場合の手續等についての規定の準用）において準用する同令第六十二条の二十一第一項第三号の規定による承認の申請、同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十一第二項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付、同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十一第四項の規定による確認の申請及び判決書、書面その他これらに類するものの提出、同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十二第一項の規定による申立て、同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十二第二項の規定による判決書、書面その他これらに類するものの提出、同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十三第一項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十三第二項の規定による書面の提出

別表中第五七号の一〇を第五七号の一五とし、同号の次に次の三号を加える。

五七の一

関税法施行令第六十二条の二十一第一項第三号（輸入してはならない貨物に係る供託に

| | |
|------|---|
| 六 | 代わる契約の内容等)の規定による承認の申請、同条第二項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同条第四項の規定による確認の申請及び判決書、書面その他これらに類するものの提出 |
| 五七の一 | 関税法施行令第六十二条の二十二第一項(輸入してはならない貨物に係る権利の実行の手続)の規定による申立て及び同条第二項の規定による判決書、書面その他これらに類するものの提出 |
| 五七の一 | 関税法施行令第六十二条の二十三第一項(輸入してはならない貨物に係る供託された金銭等の取戻しに係る承認申請手続)の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同条第二項の規定による書面の提出 |
| 八 | |

別表中第五七号の九を第五七号の一四とし、同表第五七号の八中「手続」の下に「(同令第六十五条において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同表第五七号の一ととし、同号の次に次の二号を加える。

五七の一

関税法施行令第六十二条の十一第三項(輸出してはならない貨物に係る経済産業大臣等

二 への意見の求めの手續）（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による意見の陳述

五七の一 関税法施行令第六十二条の十五（税関長の命令により供託した場合の手續等についての規定の準用）（同令第六十五条において準用する場合を含む。以下この号において同じ

三 ）。において準用する同令第六十二条の七第一項第三号の規定による承認の申請、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の七第二項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の七第四項の規定による確認の申請及び判決書、書面その他これらに類するもの提出、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の八第一項の規定による申立て、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の八第二項の規定による判決書、書面その他これらに類するもの提出、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の九第一項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の九第二項の規定による書面の提出

別表第五七号の七の次に次の三号を加える。

| | |
|------|--|
| 五七の八 | 関税法施行令第六十二条の七第一項第三号（輸出してはならない貨物に係る供託に代わる契約の内容等）（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請、同令第六十二条の七第二項（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の七第四項（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請及び判決書、書面その他これらに類するものの提出 |
| 五七の九 | 関税法施行令第六十二条の八第一項（輸出してはならない貨物に係る権利の実行の手続）（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による申立て及び同令第六十二条の八第二項（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による判決書、書面その他これらに類するものの提出 |
| 五七の一 | 関税法施行令第六十二条の九第一項（輸出してはならない貨物に係る供託された金銭等の取戻しに係る承認申請手続）（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規 |

定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の九第二項（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出

別表第五八号の次に次の三号を加える。

五八の二
税関関係手数料令第十三条の二第一項（災害等による許可に係る手数料等の還付又は免除）の規定による書面の提出及び書類の添付又は同条第二項の規定による書面及び書類の提出

五八の三
税関関係手数料令第十三条の三第一項（災害等による証明書類の交付に係る手数料の還付又は免除）の規定による書面の提出及び書類の添付又は同条第二項の規定による書面及び書類の提出

五八の四
税関関係手数料令第十三条の四第二項（災害等による保税蔵置場に係る許可に係る手数料等の還付、軽減又は免除等）の規定による書面の提出及び手数料を納付したことを証する書類の添付若しくは同項第四号に掲げる事項を証する書類の添付、同条第四項の規定による申出又は同条第五項の規定による書面の提出若しくは書類の添付

別表第六三号中「第二十条第二項」の下に「（同条第三項の規定を適用する場合を含む。）」を加え、同表第六三号の二中「第二十条の二第三項」を「第二十条の二第二項ただし書」に、「」に「」を「」の規定による承認の申請又は同条第三項に」に改め、同表第六三号の四中「含む。」の下に「又は関税定率法施行令第三条第四項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十七条第四項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに軽減を受けようとする内国消費税の額及びその計算の基礎となるべき事項の付記を含む。）」を加え、同号の次に次の三号を加える。

| | |
|------|--|
| 六三の五 | 関税定率法施行令第三条の二第一項（変質、損傷等による戻し税の手続）の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十八条第一項（変質、損傷等による還付の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。）又は関税定率法施行令第三条の二第二項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十八条第三項の規定による還付を受けようとする金額及びその計算の基礎の付記を含む。）並びに確認書及び許可書、証明書、書類若しくは決定通知書の添付 |
| 六三の六 | 関税定率法施行令第三条の三（変質、損傷等による戻し税の手続等についての規定の準 |

用)において準用する同令第三条の二第一項の規定による届出書の提出(輸徴法施行令第十九条の二第一項(変質、損傷等による還付の手續等についての規定の準用)において準用する輸徴法施行令第十八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。)又は関税率法施行令第三条の三において準用する同令第三条の二第二項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第十九条の二第一項において準用する輸徴法施行令第十八条第三項の規定による還付の申請書の提出(輸徴法施行令第十八条第三項の規定による戻し税の手續等についての規定の準用)において準用する同令第三条の二第一項の規定による届出書の提出(輸徴法施行令第十九条の二第二項において準用する輸徴法施行令第十八条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等並びに内国消費税の額の付記を含む。)又は関税率法施行令第三条の四において準用する同令第三条の二第二項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第十九条の二第二項において準用する輸徴法施行令第十八条第三項の規定による還付

を受けようとする金額及びその計算の基礎の付記を含む。)並びに確認書及び許可書若しくは証明書の添付

別表第六四号の五中「提出」の下に「又は同条第三項の規定による申請書の提出」を加え、同表第六五号の二二及び第六五号の二三を削り、同表第六五号の二一中「(課税済原材料による製品を輸出した場合の還付等の手続)」を削り、同号を同表第六五号の三一とし、同号の次に次の二号を加える。

六五の三

二

関税定率法施行令第五十四条の十(承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続等についての規定の準用)において準用する同令第五十四条の八第一項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十三条の三第一項(課税済原材料による製品を輸出した場合の還付の手続等についての規定の準用)において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)、関税定率法施行令第五十四条の十において準用する同令第五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出又は同令第五十四条の十において準用する同令第五十四条の九の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十三条の三第一項において準用する輸徴法施行令

第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）並びに許可書、証明書若しくは書類及び製造報告書の添付

六五の三

三
関税込率法施行令第五十四条の十一（承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手續等についての規定の準用）において準用する同令第五十四条の八第一項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条の三第二項において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、関税込率法施行令第五十四条の十一において準用する同令第五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出又は同令第五十四条の十一において準用する同令第五十四条の九の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条の三第二項において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）並びに許可書若しくは証明書及び製造報告書の添付

別表中第六五号の二〇を第六五号の二九とし、同号の次に次の一号を加える。

六五の三

関税込率法施行令第五十四条の八第一項（戻し税を受けるため課税原料品を保税工場等

○ に入れることの承認等の手続)の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十三条第一項(課税済原材料による製品を輸出した場合の還付等の手続)の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)又は関税率法施行令第五十四条の八第二項の規定による製造報告書の提出

別表第六五号の一九中「関税率法施行令第五十四条の二第三項若しくは第五項」を「同項若しくは関税率法施行令第五十四条の二第五項」に改め、同号を同表第六五号の二八とし、同表中第六五号の一八を第六五号の二七とし、同表第六五号の一七中「又は」を「若しくは」に改め、「添付」の下に「、同条第二項において準用する同令第五十三条第一項の規定による申請書の提出又は同令第五十三条の四第二項において準用する同令第五十三条第四項において準用する同令第六条の三第二項の規定による図面の添付」を加え、同号を同表第六五号の二六とし、同表中第六五号の一六を第六五号の二四とし、同号の次に次の一号を加える。

| | |
|------|---|
| 六五の二 | 関税率法施行令第五十三条の三第一項又は第五項(輸出貨物の製造用原料品に係る戻 |
| 五 | し税の手続)の規定による申請書の提出並びに同条第二項の規定による貨物製造報告書 |

又は貨物製造証明書及び書類の添付

別表中第六五号の一五を第六五号の二二とし、同号の次に次の一号を加える。

| | |
|------|--|
| 六五の二 | 関税定率法施行令第五十三条第一項（製造工場の承認申請手続等）の規定による申請書の提出又は同条第四項において準用する同令第六条の三第二項の規定による図面の添付 |
| 三 | |

別表第六五号の一四中「又は」を「、同令第四十九条において準用する同令第十一条第三項の規定による申請書の提出又は」に改め、同号を同表第六五号の一九とし、同号の次に次の二号を加える。

| | |
|------|---|
| 六五の二 | 関税定率法施行令第五十条（輸出貨物製造用原料品の製造が終了した場合の届出及び検査の特例）の規定による承認の申請 |
| 六五の二 | 関税定率法施行令第五十条の二第一項（指定製造工場の簡易手続）の規定による報告書の提出 |
| 一 | |

別表第六五号の一三中「又は」を「、関税定率法施行令第四十一条において準用する同令第三十八条において準用する同令第十一条第一項本文の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十九条の五第一項の規定による消費税の軽減を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、関税定

率法施行令第四十一条において準用する同令第三十八条において準用する同令第十一条第三項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十九条の五第一項の規定による消費税の軽減を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、」に改め、「証明書の提出」の下に「又は同令第四十一条において準用する同令第三十九条第四項本文の規定による届出書若しくは許可書若しくは証明書の提出」を加え、同号を同表第六五号の一七とし、同号の次に次の一号を加える。

六五の一

関税定率法施行令第四十七条の二（輸出貨物の製造用原料品の免税の承認の手續）の規

八

定による同条各号に掲げる事項を記載した申請書の提出

別表第六五号の一二中「又は証明書の提出及び加工証明書の添付」を「若しくは証明書の提出若しくは加工証明書の添付又は同条第四項の規定による届出書若しくは許可書若しくは証明書の提出」に改め、同号を同表第六五号の一六とし、同表第六五号の一一中「含む。」の下に「又は関税定率法施行令第三十七条第二項において準用する同令第二十六条第四項の規定による報告」を加え、同号を同表第六五号の一四とし、同号の次に次の一号を加える。

六五の一

関税定率法施行令第三十八条（再輸出免税貨物の亡失又は滅却の場合の準用規定）にお

| | |
|---|--|
| 五 | <p>いて準用する同令第十一条第一項本文の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十四条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税定率法施行令第三十八条において準用する同令第十一条第三項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十四条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）</p> |
|---|--|

別表中第六五号の一〇を第六五号の一三とし、同表第六五号の九中「又は関税定率法施行令第二十六条第三項の規定による届出」を「関税定率法施行令第二十六条第二項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十四条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）」、関税定率法施行令第二十六条第三項の規定による届出、同条第四項の規定による報告又は同条第五項の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十三条第四項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）」に改め、同号を同表第六五号の一ととし、同号の次に次の一号を加える。

| | |
|------|--|
| 六五の一 | <p>関税定率法施行令第三十条（外交官用貨物等の用途外使用の場合における変質又は損傷</p> |
| 二 | <p>に因る減税の手續）の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十四条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）</p> |

別表中第六五号の八を第六五号の一〇とし、第六五号の七を第六五号の八とし、同号の次に次の一号を加える。

| | |
|------|--|
| 六五の九 | 関税定率法施行令第二十五条第一項（自動車等の引越荷物の免税の手續）の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十三条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）並びに書類の添付及び書類の提示 |
|------|--|

別表中第六五号の六を第六五号の七とし、第六五号の五を第六五号の六とし、第六五号の四を第六五号の五とし、第六五号の三の次に次の一号を加える。

| | |
|------|--|
| 六五の四 | 関税定率法施行令第十八条第一項若しくは第二項（施設の指定の申請に係る手續）の規定による申請書の提出又は同条第四項の規定による届出書の提出 |
|------|--|

別表第六七号中「書類又は」を「書類若しくは」に改め、同表第六七号の二中「において準用する同令第五十四条の十三第一項」を「（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用）」において準用する同令第五十四条の十三第一項」に、「において準用する輸徴法施行令第二十六条の四」を「（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の手續等についての規定の準用）」において準

用する輸徴法施行令第二十六条の四」に改め、同表第七〇号の三中「第六十条第二項」を「第六十条第一項又は第二項」に改め、同表中第七〇号の四を第七〇号の六とし、同号の次に次の九号を加える。

| | |
|------|---|
| 七〇の七 | 相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十五条第一項（還付）の規定による還付請求書の提出及び証拠の添付 |
| 七〇の八 | 不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十九条第一項（還付）の規定による還付請求書の提出及び証拠の添付 |
| 七〇の九 | 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第九百九十六号）第三条第三項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十八条（原産地証明書の提出）の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請 |
| 七〇の一 | 水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十八年政令第九百九十六号）第三条第二項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請 |

| | |
|------|--|
| 七〇の一 | 高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十九年政令第二百三十四号）第三条第三項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請 |
| 一 | 炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十九年政令第三百二十四号）第三条第四項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請 |
| 七〇の一 | トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する不当廉売関税に関する政令（令和二年政令第二百八号）第三条第二項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請 |
| 七〇の一 | 炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和三年政令第六 |

| | |
|------|---|
| 四 | <p>十五号) 第三条第二項(提出書類)において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請</p> |
| 七〇の一 | <p>関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号) 第四条第二号又は第四号(航空機部分品等の免税)の規定による承認の申請</p> |
| 五 | |

別表第七〇号の二の次に次の二号を加える。

| | |
|------|--|
| 七〇の四 | <p>関税率法施行令第六十一条第一項(製造用原料品に関する規定の準用)において準用する同令第十一条第一項本文の規定による届出書の提出、同令第六十一条第一項において準用する同令第十一条第三項の規定による申請書の提出、同令第六十一条第一項において準用する同令第十一条の二の規定による届出書の提出、同令第六十一条第二項において準用する同令第十一条第一項本文の規定による届出書の提出又は同令第六十一条第二項において準用する同令第十一条第三項の規定による申請書の提出</p> |
| 七〇の五 | <p>関税率法施行令第六十一条の二第二項(関税の軽減、免除等を受けた貨物の転用)の</p> |

規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十六条第二項（免税物品の転用ができる場合）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）及び書類の添付

別表第七一号中「（昭和三十五年法律第三十六号）」を削り、同表第七一号の五中「（昭和三十五年政令第六十九号）」を削り、同号を同表第七一号の七とし、同号の次に次の一号を加える。

七一の八

関税暫定措置法施行令第十条（使用状況の報告）の規定による報告書の提出

別表中第七一号の四を第七一号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

七一の六

関税暫定措置法施行令第三条第二項（飼料用に供するとうもろこしの指定）の規定による確認の申請

別表第七一号の三の次に次の一号を加える。

七一の四

関税暫定措置法第十条ただし書（用途外使用等の制限）の規定による承認の申請

別表第七二号の四中「（原産地証明書の提出）」を削り、同表中第七二号の五を第七二号の六とし、第七二号の四の次に次の一号を加える。

七二の五

関税暫定措置法施行令第二十九条ただし書（原産地証明書の有効期間）の規定による承

認の申請

別表第七三号の二中「明細書の添付」の下に「（輸徴法施行令第十三条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）」を加え、同表第七三号の三中「同条第六項、第八項」を「同条第四項において準用する同令第十条、同令第三十三条第六項、第八項、第十一項」に改め、同表第七三号の六中「提出」の下に「又は同条第三項の規定による申請書の提出」を加え、同表第七三号の八中「提出」の下に「又は同条第二項の規定による届出書の提出」を加え、同号を同表第七三号の一一とし、同表第七三号の七の次に次の三号を加える。

| | |
|------|--|
| 七三の八 | 関税暫定措置法施行令第三十五条（変質等による減税手続）の規定による申請書の提出 |
| 七三の九 | 関税暫定措置法施行令第三十六条第一項又は第二項（亡失及び滅却の届出）の規定による届出書の提出 |
| 七三の一 | 関税暫定措置法施行令第三十七条（減免税物品の転用ができる場合）において準用する |
| ○ | 関税率法施行令第六十一条の二第二項の規定による申請書の提出及び書類の添付 |

別表第七六号の次に次の三号を加える。

| | |
|------|--|
| 七六の二 | とん税法第九条第一項（担保）の規定による承認の申請 |
| 七六の三 | とん税法第十一条（不服申立て）において準用する関税法第八十九条第一項の規定による再調査の請求 |
| 七六の四 | とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十八号）第一条第一項（船長以外の者を納税義務者とする場合の承認の申請手続）の規定による申請書の提出又は同条第二項の規定による登記事項証明書の添付 |

別表第七七号中「（昭和三十二年政令第四十八号）」を削り、同表第七八号中「準用する」の下に「関税法施行令第八条の二各項の規定による書類（財務省令で定めるものに限る。）の提出、とん税法施行令第六条第一項において準用する」を、「申請」の下に「又はとん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の五第一項の規定による書面の提出」を加え、同号の次に次の二号を加える。

| | |
|------|--|
| 七八の二 | 特別とん税法第四条第二項（納税義務者）の規定による承認の申請 |
| 七八の三 | 特別とん税法第六条（とん税法の規定の準用）において準用するとん税法第十一条において準用する関税法第八十九条第一項の規定による再調査の請求 |

別表第七九号中「第六条第一項において準用する」の下に「関税法施行令第八条の二各項の規定による書類（財務省令で定めるものに限る。）の提出、特別とん税法施行令第三条第二項において準用するとん税法施行令第六条第一項において準用する」を、「申請」の下に「又は特別とん税法施行令第三条第二項において準用するとん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の五第一項の規定による書面の提出」を加え、同号の次に次の一号を加える。

| | |
|------|---|
| 七九の二 | 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第八条第三項（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）の規定による承認の申請 |
|------|---|

別表第八〇号中「（昭和六十三年法律第八号）」を削り、同表第八七号の二中「国際観光旅客税に係る」を削り、同号を同表第八七号の八とし、同号の次に次の三号を加える。

| | |
|------|---|
| 八七の九 | 国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第三条第三項（災害等による期限の延長）の規定による申請（税関長に対するものに限る。） |
| 八七の一 | 国税通則法施行令第十六条各項（担保の提供手続）の規定による書類（財務省令で定めるものに限る。）の提出（税関長に対するものに限る。） |

八七の一 国税通則法施行令第十八条第一項（金銭担保による納付の手續）の規定による書面の提出（税関長に対するものに限る。）

別表第八七号の次に次の六号を加える。

八七の二 国税通則法第八十一条第一項（再調査の請求書の記載事項等）の規定による書面の提出又は同条第三項の規定により補正された書面の提出（いずれも税関長に対するものに限る。）

八七の三 国税通則法第八十四条第一項（決定の手續等）の規定による申立て、同条第三項の規定による許可の申請又は同条第六項の規定による証拠書類若しくは証拠物の提出（いずれも税関長に対するものに限る。）

八七の四 国税通則法第一百五条第二項（不服申立てと国税の徴収との関係）の規定による申立て又は同条第三項の規定による差押えをしないこと若しくは差押えを解除することの求め（いずれも税関長に対するものに限る。）

八七の五 国税通則法第百六条第三項（不服申立人の地位の承継）の規定による届出書の提出及び

書面の添付又は同条第四項の規定による許可の申請（いずれも税関長に対するものに限る。）

八七の六 国税通則法第百九条第一項（参加人）の規定による許可の申請（税関長に対するものに限る。）

八七の七 国税通則法第百十条第一項（不服申立ての取下げ）の規定による書面の提出（税関長に対するものに限る。）

別表第八八号中「（昭和三十七年政令第百三十五号）」を削り、同号の次に次の二号を加える。

八八の二 国税通則法施行令第三十一条の二（再調査の請求書の添付書面）の規定による書面の添付（税関長に対するものに限る。）

八八の三 国税通則法施行令第三十七条の二第一項（代理人等の権限の証明等）の規定による証明、同条第二項の規定による届出、同条第三項において準用する同条第一項前段の規定による証明又は同条第三項において準用する同条第二項の規定による届出（いずれも税関長に対するものに限る。）

別表中第八九号の二を第八九号の六とし、同号の次に次の七号を加える。

| | |
|------|--|
| 八九の七 | 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百一号）第三条（車両等の輸入手続）の規定による一時輸入書類の提出及び認証を受けたことを示す書類の添付 |
| 八九の八 | 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第五条第二項（輸入税の軽減等）の規定による承認の申請 |
| 八九の九 | 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和三十九年政令第百八十二号。以下「自家用自動車特例法施行令」という。）第四条第一項（非居住者が免税車両を使用する場合の届出）の規定による書類の提出及び同条第二項の規定による書類の添付 |
| 八九の一 | ○ 自家用自動車特例法施行令第五条第一項（居住者の運転の承認申請手続）の規定による申請書の提出又は同条第三項の規定による届出 |
| 八九の一 | 自家用自動車特例法施行令第六条第一項（譲渡の届出等）の規定による書類の提出、同 |

| | |
|------|--|
| 一 | 条第二項の規定による申請書の提出及び書類の添付又は同条第三項の規定による報告 |
| 八九の一 | 自家用自動車特例法施行令第八条（免税車両等を輸出しない場合の届出）の規定による書類の提出 |
| 二 | |
| 八九の一 | 自家用自動車特例法施行令第九条（差押えの場合の届出）の規定による書類の提出 |
| 三 | |

別表第八九号の次に次の四号を加える。

| | |
|------|---|
| 八九の二 | 輸徴法施行令第四条（保税運送のための郵便物に係る書面の取扱い）の規定による書面の返送 |
| 八九の三 | 輸徴法施行令第六条（交付できない郵便物に係る書面の取扱い）の規定による書面の返送 |
| 八九の四 | 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の二第三項（海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税）において準用する消費税法第八条第三項の規定による承認の申請 |

八九の五 租税特別措置法第八十七条の六第三項（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税）の規定による承認の申請

別表中第九二号の三を第九二号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

九二の五 コンテナ―特例法施行令第十条（差押えの場合の届出）の規定による書面の提出

別表第九二号の二の次に次の一号を加える。

九二の三 コンテナ―特例法施行令第四条（免税部分品の使用の届出）の規定による届出書の提出

別表第九三号中「確認の申請」を「申請書の提出及び同条第二項の規定による書類の添付」に改め、同号の次に次の三号を加える。

九三の二 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）第四条ただし書（再輸出期間）の規定による承認の申請

九三の三 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百十七号）第五条（差押えの場合

九三の四
の届出)の規定による書面の提出
通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)第四条第一項(許可の申請)の規定による
許可申請書の提出及び同条第二項の規定による書面の添付

別表第九四号中「(昭和四十二年法律第二百二十二号)」を削り、同表第九八号の次に次の二号を加える。

九八の二
通関業法施行令(昭和四十二年政令第二百三十七号)第一条第一項(営業所の新設の許可の申請手続)の規定による許可申請書の提出及び同条第二項の規定による書面の添付

九八の三
通関業法施行令第二条第一項(営業所の届出の手続)の規定による届出書の提出及び同条第二項の規定による書面の添付

九八の四
通関業法施行令第三条第一項若しくは第二項(通関業の許可を承継することの承認の手続)の規定による申請書の提出又は同条第三項の規定による書面の添付

別表第二一〇号の次に次の六号を加える。

一一〇の
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に

二
関する法律(昭和二十九年法律第一百十二号)第四条第一項(免税輸入資材等の譲受の制

| | |
|------|--|
| 一一〇の | 限等)の規定により適用される関税法第六十七条の規定による申告 |
| 三 | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令(昭和二十九年政令第三百三号。以下「相互防衛援助協定特例法施行令」という。)第二条第一項(関税等の免除手続)の規定による証明書の提出(税関長に對するものに限る。) |
| 一一〇の | 相互防衛援助協定特例法施行令第三条第一項(政府への引渡の証明等)の規定による証明書の提出、同条第二項の規定による申請書の提出若しくは証明書の添付又は同条第三項の規定による輸入の許可書若しくはその写しの添付(いずれも税関長に對するものに限る。) |
| 一一〇の | 相互防衛援助協定特例法施行令第四条第一項(加工又は製造のための工場の承認)の規定による申請書の提出及び同条第二項の規定による契約書、発注書の写し又は書類の添付 |
| 一一〇の | 相互防衛援助協定特例法施行令第五条第一項(加工又は製造を終了したときの届出等) |

| | |
|------|--|
| 六 | の規定による書面の届出又は同条第三項の規定による製品検査書の添付 |
| 一一〇の | 相互防衛援助協定特例法施行令第七条第二項（免税輸入資材等の譲受手続）の規定による契約書又は書類の添付 |
| 七 | |

別表に次の二号を加える。

| | |
|-----|--|
| 一一五 | <p>行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第六十一条（審査請求に関する規定の準用）において準用する同法第十三条第一項（参加人）の規定による許可の申請、同法第六十一条において準用する同法第十五条第三項（審理手続の承継）の規定による届出書の提出及び書面の添付、同法第六十一条において準用する同法第十五条第六項の規定による許可の申請、同法第六十一条において準用する同法第二十三条（再調査の請求書の補正）の規定により補正された書面の提出、同法第六十一条において準用する同法第二十五条第二項（執行停止）の規定による申立て、同法第六十一条において準用する同法第二十七条第二項（審査請求の取下げ）の規定による書面の提出、同法第六十一条において準用する同法第三十一条第一項（口頭意見陳述）の規定による申立て、同法第六</p> |
|-----|--|

十一條において準用する同法第三十一條第三項の規定による許可の申請又は同法第六十
一條において準用する同法第三十二條第一項（証拠書類等の提出）の規定による証拠書
類若しくは証拠物の提出（いずれも税関長に対するものに限る。）

一一六 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十八条（再調査の請求）

において準用する同令第三条第一項（代表者等の資格の証明等）の規定による証明、同
令第十八条において準用する同令第三条第二項の規定による届出、同令第十八条におい
て準用する同令第三条第三項において準用する同条第一項の規定による証明、同令第十
八条において準用する同令第三条第三項において準用する同条第二項の規定による届出
又は同令第十八条において準用する同令第四条第二項（審査請求書の提出）の規定によ
る書面の添付（いずれも税関長に対するものに限る。）

第十條 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を次のように改正す
る。

第一条第一項第二号ト中「第八九号の八、第八九号の一〇、第八九号の一一」を「第八九号の一〇、第

八九号の一二、第八九号の二三」に改める。

別表第一号の三を次のように改める。

| | |
|-----|---|
| 一之三 | 関税法第七条の九第二項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）において準用する同法第九十四条の二第三項（関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の規定による特例輸入関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合における財務省令で定める手続 |
|-----|---|

別表第三号の次に次の一号を加える。

| | |
|-----|---|
| 三の二 | 関税法第十二条の二第三項（過少申告加算税）の規定による関税関係帳簿若しくは特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に係る財務省令で定める手続 |
|-----|---|

別表第四一号の二を次のように改める。

| | |
|------|---|
| 四一の二 | 関税法第六十七条の八第二項（特定輸出者に係る帳簿の備付け等）において準用する同 |
|------|---|

法第九十四条の二第三項の規定による特定輸出関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合における財務省令で定める手続

別表第四六号の九を次のように改める。

四六の九 関税法第九十四条の二第三項の規定による関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合における財務省令で定める手続

別表中第八九号の一三を第八九号の一五とし、第八九号の七から第八九号の一二までを二号ずつ繰り下げ、第八九号の六の次に次の二号を加える。

八九の七 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第三項（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）の規定による国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合における財務省令で定める手続（税関長に対するものに限る。）

八九の八 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第八条第四項（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定の適用を受けようとする国税関

― 係帳簿に係る財務省令で定める手続（税関長に対するものに限る。） ―

（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第十一条 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項（三）中「第一六〇一・〇〇号」を「第一六〇一・〇〇号の二」に改め、同表の八の項（二）中「第〇四〇三・一〇号の二の（一）」を「第〇四〇三・二〇号の二の（一）」に改め、同表の九の項（七）及び十の項（四）中「第〇四〇三・一〇号」を「第〇四〇三・二〇号」に改める。

別表第三の九の項（五）中「第一六〇一・〇〇号、第一六〇二・一〇号」を「第一六〇一・〇〇号の二、第一六〇二・一〇号の二」に改め、同表の十の項（一）中「第〇四〇三・一〇号」を「第〇四〇三・二〇号」に改める。

附 則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第四条の十二の改正規定、同令第四条の十六第一項の改正規定、同令第四条の十七第二項の改正規定、同令第九条の二の改正規定、同

令第九条の四の改正規定、同令第九条の五の改正規定、同令第五十九条の十二の改正規定、同令第七十条の二第一項ただし書の改正規定及び同令第八十三条の改正規定並びに第二条、第四条、第八条、第十条及び第十一条の規定は、令和四年一月一日から施行する。